28 陳情第 3 号

2 8 陳 情 第 3 号	区庁舎及び議場における区旗、都旗及び国旗の総ての掲揚等を求 めることに関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成27年12月3日受理、平成28年2月25日付託
陳情者	埼玉県北葛飾郡杉戸町————————————————————————————————————

(要旨)

- 1 新宿区役所に加えて、関係機関及びこれらの出先機関等の庁舎並びに新宿区議会議場における区旗、都旗及び国旗の総ての掲揚を求める。
- 2 新宿区議会定例会の開会及び閉会に際し、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱を求める。
- 3 2を拒絶した者には、退場処分等の制裁を科すことを求める。

(理由)

- 1 民主主義、国及び地方公共団体の象徴である国旗、都旗及び区旗の総てを、官公庁の庁舎に加えて議場その他の施設等に掲揚するのは、むしろ、民主主義の場として当然のことである。
- 2 また、国旗、都旗及び区旗の総てを掲揚することは、国、都及び区の連帯感その他の士気を高め、これを維持する上でも必要である。
- 3 1を拒絶することは、民主主義を否定することにもなる。
- 4 厳正公正たる官公庁における儀式としての要素も強い、議会定例会の開会及び閉会にあっては、学校等の各種教育機関の例に倣って、国旗に向けた起立とともに国歌の 斉唱をすべくものと思料される。
- 5 4の拒絶は、「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第2小法廷による平成23年5月30日付の判決を勘案しても、服務上の規律違反にも該当するのであって、思想及び言論の自由の範疇を超越している。